

2008年7月18日

内閣官房長官 町村信孝 殿
防衛大臣 石破茂 殿

東京都千代田区三崎町2-2-13-502
沖縄・一坪反戦地主会 関東ブロック気付
辺野古への基地建設を許さない実行委員会

第8回「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」への抗議要請文

本日、首相官邸にて第8回「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」（以下、「普天間移設協議会」）が開催され、そこで、政府が沖縄県の求める普天間飛行場の「危険性除去」についての米政府との交渉、普天間飛行場代替施設の建設計画として政府の示す「V字型案」の位置を「沖合移動」することについての継続協議、代替施設建設に伴う工事の地元業者の優先活用などについて協議・確認されると伝えられている。また、六月二日に「沖合移動」にかかわり内閣官房、内閣府、防衛省、環境省、県の担当課長らが事前の実務協議をしたとの報道や、石破防衛相が普天間飛行場の危険性除去策についての共同研究班設置を提案するとの報道もある。

これら地元紙の報道に接し、わたしたち辺野古への基地建設を許さない実行委員会（首都圏37団体のネットワーク）は、政府が、「普天間基地の3年以内閉鎖状態」「沖合移動」を求める沖縄県と名護市の合意を取り付け、今「普天間移設協議会」を以って新基地建設を一挙に進めることを懸念する。また、現在、進められているアクセス違反の「環境調査」そのものと、これに反対する人々への、防衛局や業者の暴力行為およびそれを補助するため多数動員されている海上保安庁職員の動向を怒りをもって糾弾する。

六月二十六日、那覇地裁沖縄支部は、普天間基地周辺住民約400人が、米軍機の夜間・早朝の飛行差し止めや損害賠償を求めて国を訴えた普天間飛行場爆音訴訟で、「飛行差し止め請求」を「国は妨害状態を引き起こしているとはいえず、米軍の活動を制限できる立場にないので、請求には理由がない」として退ける判決を出した。この判決は、住民に被害を及ぼす夜間早朝の米軍機使用を「例外的に」とか米軍の「運用上の理由」などとして、容認してきた政府方針とぴったり一致している。夜間・早朝の飛行についてこれまで米政府に規制をかけられなかった政府が、「普天間移設協議会」で「危険性除去」策として示されてきた「離着陸経路」については、米側と交渉し、有効な規制がかけられるというのか？

現在の普天間飛行場が代替施設に移設するまでの間の「危険性除去」についての抜本的対策は、米軍用機が飛ばないことであり、普天間飛行場の即時閉鎖にほかならない。日本政府が米軍機の飛行を制御することができないのに、どのように飛ばせば安全かを論ずるのは机上の空論である。ましてや「普天間移設協議会」でも言われるように移設すれば安全性が確保できる、だから「早期移設」をなどといった見解は問題のすり替えであり、言語道断である。重要なのは、どんな基地か、ではなく基地をなくすことである。

今「普天間移設協議会」で議論される代替施設の建設案についても、「V字型案」やその「沖合移動」が安全性や騒音被害軽減を保障するものでないことは明らかなだ。「V字型案」の安全性の根拠とされた、飛行コースが海側に限定されるという前提は、すでに日本政府がみずから緊急時や米軍の運用によっては「双方向」利用があり得ると認めた経緯があり、根底から崩れている。また「沖合移動」について、たとえば琉球朝日放送は100mの移動であっても、騒音はほとんど変わらないことを検証している（3月18日付番組）。

また米軍基地が沖縄住民にとって危険なものである以上、その危険な施設がいかに地元業者を富ませるかを論ずることは、基地交付金と同じく沖縄県民を愚弄する行為である。

6月8日沖縄県議選で、県議会は辺野古新基地建設反対派が多数派となった。7月16日午前、県議会・米軍基地関係特別委員会では、「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する意見書」案と決議案を議長に提出し、本日最終本会議で可決する見通しだ。このことを抜きに沖縄の「地元」を論ずることは、許されない。沖縄県民の民意は、辺野古への新基地建設反対！を明示した。われわれはこれを心から支持する。

昨日は「基地の県内移設に反対する県民会議」主催の県民集會が開かれ、県庁前ひろばに350人が集って、県議会・基地建設反対決議案を支持し、本日の「普天間移設協議会」で、新基地建設を容認する仲井真知事に撤回を求めるアピールをした。われわれはこの人びとに深い敬意と連帯の意を表明し、次のように要請する。

政府は普天間基地を即時閉鎖しなさい。アクセス違反の「環境調査」やキャンプ・シュワブ内の普天間基地移設のための造成工事はじめ新基地建設に向けたあらゆる作業を即刻中止し凍結させなさい。 以上